

## 春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務プロポーザルの質疑に対する回答について

### <契約の相手方の決定方法>

Q1:「企画提案の内容をそのまま実行することを約束するものではありません。」とあり、企画提案書作成要領の「8 企画提案にあたっての留意事項」として

(2)提出された企画案内書が次項に該当する時は無効となる場合があります

ア 虚偽の内容が記載されているもの

とある。例えば、企画の段階で販売予定商品を記載していても、実際運営している中で、販売商品が季節感のあるもの等変更されることはみとめてもらえるか？

A1: 企画提案書に記載いただく販売予定商品は、予定であって商品を限定するものではありません。実際に販売する商品及びその価格が決まりましたら当財団と再度協議いただくことになります。季節感のある商品など利用者の満足度を高めるようなご提案をお願いします。

### <販売する商品及びその価格>

Q2: 収支計画書を作成する中で、販売商品の価格を当社で決めて収支計画を立てていても、財団との協議により販売価格が変更となることがあるのか。

A2: 春野総合運動公園売店・喫茶店の運営は、当財団の公益目的に沿った事業として実施しますので、販売価格等について協議させていただく場合もあります。

### <その他>

Q3: 各店舗ごとの現状の入込状況及び収支状況を教えてもらえないか。

A3: 現在運営している事業者が高知県に報告している内容ですので、当財団では把握しておりません。

Q4: 現状の販売商品及び営業日数を教えてもらえないか。

A4: 現在は他の事業者が運営しているため当財団では把握しておりません。施設の利用状況により事業者が判断されています。

Q5: 現状、各店舗が何人体制か？各店舗の図面はあるか？

A5: 現在は他の事業者が運営しているため当財団では把握しておりませんが、2～3人で運営されていると見受けられます。各店舗の図面はありませんので、現地案内会でご確認ください。

Q6: アルコールは販売できるか？

A6: アルコールの販売もできますが、実際に販売する商品及びその価格等が決まりましたら当財団と再度協議いただくことになります。

Q7: 企画提案書の様式は様式6の他に商品写真などを掲載した添付書類を提出しても良いか？

A7: 提案内容に関する書類の添付は可能です。

Q8: 季節によってメニューを変更していくことは可能か？

A8: 可能です。